

記載要領等**特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書(特例措置)****《使用目的等》**

この申請書は、租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項(第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日(当該2年を経過する日前に特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例経営承継相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日)において、会社がその事業を継続している場合^(※)に該当することにより、同法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項(第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。)第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用してください。

なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内(当該2年を経過する日から2か月以内に特例経営(相続)承継受贈者又は特例経営承継相続人等(以下「特例経営承継者」といいます。)が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人(包括受遺者を含みます。)が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。)にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

※ 事業を継続している場合とは、この申請書の1の⑤の人数が④の人数の2分の1に相当する数(その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、④の数が1人のときは1人とし、)以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項(第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。以下同じです。)各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。

《記載要領等》

- 1 「1 この申請に係る会社に関する事項」には、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の名称、所在地、業務の内容等の事項について記載します。

(注1) 「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、特例対象(受贈・相続)非上場株式等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項(第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。)第1号に該当する譲渡等をした時、特例認定(贈与・相続)承継会社が同法第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号に該当する合併により消滅した時又は特例認定(贈与・相続)承継会社が同法第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。

(注2) 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。

(注3) 常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち所有又は賃借をしているものが2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。

- 2 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算」には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計

＜特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書（特例措置） 記載要領等＞

算の明細について記載します。

（注４） 「対価の額」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 14 項第 1 号又は第 70 条の 7 の 6 第 15 項第 1 号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）の額、株式交換等の対価（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）の額をいいます。

（注５） 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）」とは、③イの額を租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項、第 70 条の 7 の 6 第 1 項又は第 70 条の 7 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象株式等のその贈与又は相続若しくは遺贈の時ににおける価額とみなして同法第 70 条の 7 の 5 第 2 項第 8 号、第 70 条の 7 の 6 第 2 項第 8 号又は第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 4 号の規定により計算をした金額をいいます。

（注６） 「ハ剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 12 項第 1 号ロ、第 2 号ロ若しくは第 3 号ロ又は第 70 条の 7 の 6 第 13 項第 1 号ロ、第 2 号ロ若しくは第 3 号ロに掲げる各金額をいいます。

（注７） 「④ 納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

《添付書類》

- 1 租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 14 項又は第 70 条の 7 の 6 第 15 項の 2 年を経過する日における同法第 70 条の 7 の 5 第 14 項第 1 号イからハまで又は第 70 条の 7 の 6 第 15 項第 1 号イからハまでに掲げる会社の従業員数証明書その他の書類で租税特別措置法施行規則第 23 条の 12 の 2 第 31 項第 5 号、第 23 条の 12 の 3 第 31 項第 5 号又は第 23 条の 12 の 5 第 23 項において準用する同令第 23 条の 12 の 3 第 31 項第 5 号の数を証するもの及び常時使用従業員である者の一覧表
- 2 登記事項証明書その他の書類で租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 14 項第 1 号イからハまで又は第 70 条の 7 の 6 第 15 項第 1 号イからハまでに掲げる会社が同法第 70 条の 7 の 5 第 14 項又は第 70 条の 7 の 6 第 15 項の 2 年を経過する日において租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 31 項第 3 号又は第 40 条の 8 の 6 第 38 項第 3 号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの